

平成 30 年度 建設機械等損料の改定について

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

1. 建設機械等損料の概要

建設機械等損料とは、土木請負工事費の積算に用いる機械経費の一部であり、建設業者が保有する建設機械等の償却費・維持修理費・管理費等のライフサイクルコストを1時間当たりまたは1日当たりの金額で示したものです。

昭和 30 年代、工事量の急激な増大と機械化施工の普及、公共工事の執行体制が直営から請負方式に移行するに伴い、積算の適正化を図るための統一的な積算基準の必要性が指摘され、昭和 35 年に「中央建設業審議会(中建審)」勧告を受けて、購入価格と維持修理費との関係による経済的使用時間を設定する「アッカーマン方式」の算定式を用いた損料が設定されました。その後、変化する社会情勢等の実態を踏まえ、機械の拘束時間(管理費)の概念を取り入れたり、機械の使用年数を法定耐用年数から実稼働に即した標準使用年数としたりする等、さまざまな修正を経て現在に至っています。

なお、「請負工事機械経費積算要領」の別表である「建設機械等損料算定表」の諸数値については、実態調査の結果を基に見直しを行っているものです。

2. 最近の改正について

(1) 平成 22 年度改正

- ・近年の建設投資の減少を反映し、年間の運転時間・運転日数・供用日数が微減しました。

(2) 平成 24 年度改正

- ・各機種において、第 2 次排出ガス対策型建設機械及び第 3 次排出ガス対策型建設機械の損料を新たに追加しました。
- ・近年の建設投資の減少を反映した年間の運転時間・運転日数・供用日数の微減の他、維持修理費の低下が見られました。

(3) 平成 26 年度改正

- ・高度な排出ガス対策型のオフロード法対応機の市場展開により、導入機種が多い機種の損料を新たに設定しました。
- ・環境対策型建設機械への買い換えの進展が見られる他、運転時間の減少あるいは維持修理費の増大から、換算値損料の増加が見られました。
- ・東日本大震災の被災地 3 県(岩手県、宮城県、福島県)において、バックホウ、ブルドーザ、ダンプトラックの 3 機種について調査を行ったところ、維持修理費が増加していることを確認したため、運転 1 時間当たり損料の補正率を 5% としました(平成 25 年度より、補正率 3%)

で設定)。

(4) 平成 28 年度改正

- ・建設機械の品質が向上したこと、機械が故障しにくくなったこと等により、維持修繕費率が減少しました。
- ・機械管理のための人件費の上昇等により、年間管理費率が上昇しました。
- ・東日本大震災における補正率については、調査結果により 5% 継続としました。

3. 平成 30 年度建設機械等損料の改定概要

建設機械等損料の実態調査は、全国の建設業に携わる工事業者等を対象に約 4,500 の機械について行いました。今回改定の全体の動向（機種区分毎の変動率）を、改定前（平成 28 年度版損料）

と比較すると、基礎価格の上昇（排出ガス対策型（2014 規制）建設機械の損料を新たに設定等）等により、供用日当たり換算値損料が全体平均で 1% 程度増加しています（別表「機種区分毎の変動率」を参照）。

また、東日本大震災における補正率については、調査結果により 5% 継続としました。

なお、建設機械の保有状況も踏まえて、損料設定機種の追加、削除、名称変更等を行いました。

具体的な変更項目については、国土交通省ホームページ「平成 30 年度建設機械等損料の改正概要」に掲載しておりますので、そちらをご参照下さい。

○国土交通省ホームページ「平成 30 年度建設機械等損料の改正概要」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/constplan/sosei_constplan_tk_000025.html

別表 機種区分毎の変動率 (H30/H28)

| 機種区分 | 比較年度 | 基礎価格 | 標準使用年数 | 年間標準運転時間 | 年間標準運転日数 | 年間標準供用日数 | 維持修理費率 | 年間管理費率 | 残存率 | 運転 1 時間当たり換算値損料 (13) 欄 (注) | 供用 1 日当たり換算値損料 (15) 欄 |
|-----------------------|------|------|--------|----------|----------|----------|--------|--------|------|----------------------------|-----------------------|
| 01 ブルドーザ及びスクレーパ | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 02 掘削及び積込機 | H28 | 1.01 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| 03 運搬機械 | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 04 クレーンその他の荷役機械 | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 05 基礎工事用機械 | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 06 せん孔機械及びトンネル工事用機械 | H28 | 1.01 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| 07 モータグレーダ及び路盤用機械 | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 08 締固め機械 | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 09 コンクリート機械 | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 10 舗装機械 | H28 | 1.02 | 1.00 | 0.98 | 0.96 | 0.98 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.05 | 1.05 |
| 11 道路維持用機械 | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.04 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| 12 空気圧縮機及び送風機（原動機を含む） | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 13 建設用ポンプ（原動機を含む） | H28 | 1.12 | 1.00 | (設定せず) | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.12 | 1.12 |
| 15 電気機器 | H28 | 1.00 | 1.00 | (設定せず) | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.00 |
| 16 ウインチ類 | H28 | 1.01 | 1.00 | (設定せず) | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.01 |
| 17 試験測定機器 | H28 | 1.00 | 1.00 | (設定せず) | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 18 鋼橋・PC 橋架設用仮設備機器 | H28 | 1.02 | 1.00 | (設定せず) | (設定せず) | 1.01 | 1.05 | 1.00 | 1.00 | (損料設定せず) | 1.02 |
| 20 その他の機器 | H28 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 |
| 40s ダム施工機器等 | H28 | 1.01 | 1.11 | 1.09 | 1.06 | 1.07 | 1.20 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.02 |
| 50 除雪用建設機械 | H28 | 1.11 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.11 | (損料設定せず) |
| 全機種平均 | H28 | 1.02 | 1.01 | 1.00 | 1.00 | 1.00 | 1.01 | 1.00 | 1.00 | 1.02 | 1.01 |

(注) 運転 1 時間当たり換算値損料 (13) 欄は、機械の種類によって「運転 1 日当たり換算値損料」として算出・掲載されているものもある。